

施設型給付に移行した個人立幼稚園について

平成27年4月1日から子ども子育て支援新制度がスタートしたことに伴って新制度（施設型給付）に移行した個人立幼稚園については、税金の計算方法については何ら変わるところはない。

しかし、従来、入園料についてはすべて一括して入園年度の収入としていたが、新制度において入園料のうち④入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価については「入園受入準備費収入」として入園手続時の収入とし、入園料のうち⑥教育・保育の対価にあたるいわゆる上乗せ徴収（特定負担額）については、教育・保育を受ける入園年度に「特定保育料収入」として計上する。（新入園児の場合、受領時は前受金として処理することになる。）

なお、新制度において使用することとなる主な勘定科目の内容と科目名は以下の通り。

内 容	大科目	小科目	備 考
検 定 料	園児納付金	その他納付金	従来どおり
従 来 の 入 園 料	園児納付金	その他納付金	④入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価（入園受入準備費）
	園児納付金	（特定）保育料	⑥教育・保育の対価部分
基 本 負 担 額	園児納付金	（基本）保育料	国基準（上限）の範囲内で世帯所得等に応じて各市区町村の定める額（基本保育料）で毎月徴収するもの
特 定 負 担 額	園児納付金	（特定）保育料	公定価格で賄えない費用で、教育・保育の質向上を行ううえでの対価（いわゆる上乗せ徴収） 用途を示す費目例 施設設備費、施設維持費、特定職員配置費、特定職員人件費、研修充実費、〇〇教育費、〇〇職員雇用費 等
実 費 徴 収	事業収入	給食費収入 用品代収入 園外保育活動収入 スクールバス維持費収入	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項各号に掲げる費用（いわゆる実費徴収） ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用（給食） ④施設に通う際に提供される便宜に要する費用（スクールバス）等。
施 設 型 給 付 費	寄付金 補助金等	補助金	「公定価格」から「利用者負担額」を控除した金額（施設型給付費収入）